# 第90回定時株主総会招集ご通知に際しての
# インターネット開示事項

# 個別注記表

# 連結注記表

（平成27年 4 月 1 日から
平成28年 3 月31日まで）

株式会社 富山銀行

# 個別注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針**

1．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成19年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　18～50年

その他　　３～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,533百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理（又は損益処理）

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定率法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理（又は損益処理）

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込額を計上しております。

7．ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

8．退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

**会計方針の変更**

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

**注記事項**

（貸借対照表関係）

１．関係会社の株式総額　　18百万円

２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,034百万円、延滞債権額は6,502百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下 「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は124百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,847百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,509百万円であります。

なお、上記２．から５．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,375百万円であります。

７．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　　7,615百万円

担保資産に対応する債務

預金　　751百万円

借用金　　500百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券17,190百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金15百万円が含まれております。

8．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、114,295百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消し可能なものが113,701百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,154百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額　5,475百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額　243百万円

12.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は3,148百万円であります。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 関係会社に対する金銭債権総額　522百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額　1,450百万円

（損益計算書関係）

1．関係会社との取引による収益

| | |
|---|---|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 21百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 1百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 1百万円 |

関係会社との取引による費用

| | |
|---|---|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 12百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 9百万円 |

2．関連当事者との取引

（単位：百万円）

| 属 性 | 会社等の名称 | 議決権の所有割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科 目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 富山保証サービス株式会社 | 直接保有 40.00%<br>間接保有 40.00% | 役員の兼任<br>貸出金の被保証 | 当行の住宅ローン債権等に対する被保証 | 20,727 | — | — |
| | | | | 保証料の支払 | 12 | 未払費用 | 0 |
| | | | | 代位弁済の受入 | 16 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証料については、一般的な市場実勢等を勘案し決定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 | 摘 要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 112 | 3 | 103 | 11 | (注)1・2・3 |
| 合計 | 112 | 3 | 103 | 11 | |

(注) 1　平成27年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。

2　増加は単元未満株式の買取請求によるものが３千株、株式併合に伴う１株未満の調整株が０千株であります。

3　減少は単元未満株式の買増し請求によるものが０千株、株式併合によるものが103千株であります。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券（平成28年３月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時　価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 時価が貸借対照表計上額を超えるもの | 国　　債 | ― | ― | ― |
| | 地 方 債 | ― | ― | ― |
| | 社　　債 | 257 | 258 | 1 |
| | そ の 他 | 134 | 134 | 0 |
| | 小　　計 | 391 | 392 | 1 |
| 時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 国　　債 | ― | ― | ― |
| | 地 方 債 | ― | ― | ― |
| | 社　　債 | 10 | 10 | △0 |
| | そ の 他 | ― | ― | ― |
| | 小　　計 | 10 | 10 | △0 |
| 合　　計 | | 402 | 403 | 1 |

3．子会社・子法人等株式（平成28年３月31日現在）

| | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時　価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 子会社・子法人等株式 | ― | ― | ― |
| 合　　計 | ― | ― | ― |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

| | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|---|---|
| 子会社・子法人等株式 | 18 |
| 合　　計 | 18 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4．その他有価証券（平成28年３月31日現在）

| | 種類 | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差　額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株　式 | 7,982 | 2,193 | 5,789 |
| | 債　券 | 108,620 | 104,189 | 4,431 |
| | 国　債 | 54,031 | 51,127 | 2,904 |
| | 地 方 債 | 13,723 | 13,482 | 240 |
| | 社　債 | 40,865 | 39,579 | 1,286 |
| | その他 | 15,207 | 11,520 | 3,687 |
| | 小　計 | 131,810 | 117,902 | 13,907 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 株　式 | 2,887 | 3,385 | △498 |
| | 債　券 | 4,318 | 4,336 | △17 |
| | 国　債 | — | — | — |
| | 地 方 債 | — | — | — |
| | 社　債 | 4,318 | 4,336 | △17 |
| | その他 | 4,163 | 4,402 | △238 |
| | 小　計 | 11,369 | 12,123 | △754 |
| 合　計 | | 143,179 | 130,026 | 13,153 |

（注）時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

| | 貸借対照表計上額<br>(百万円) |
|---|---|
| 株　式 | 1,106 |
| そ の 他 | 201 |
| 合　計 | 1,308 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

| | 売 却 額<br>(百万円) | 売却益の合計額<br>(百万円) | 売却損の合計額<br>(百万円) |
|---|---|---|---|
| 株　　式 | 825 | 786 | 0 |
| 債　　券 | — | — | — |
| 国　債 | — | — | — |
| 地方債 | — | — | — |
| 社　債 | — | — | — |
| そ の 他 | 0 | 0 | — |
| 合　　計 | 825 | 786 | 0 |

7．保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

8．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおり定めており、該当した有価証券については、原則として減損処理することとしております。

・時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合。
・時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに、
　要注意先については、取得原価に比べて30%以上下落している場合。
　正常先については、取得原価に比べて50%以上下落している場合。
・破綻懸念先、実質破綻先、破綻先については、時価が取得原価に比べて下落している場合。

なお、要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、及び要注意先以外の発行会社であります。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

| | | |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | | |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額 | 1,541 | 百万円 |
| 減価償却費損金算入限度超過額 | 48 | |
| 退職給付引当金 | 142 | |
| 有価証券償却 | 224 | |
| 未払事業税 | 48 | |
| その他 | 157 | |
| 繰延税金資産小計 | 2,164 | |
| 評価性引当額 | △1,071 | |
| 繰延税金資産合計 | 1,093 | |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △3,953 | |
| その他 | △112 | |
| 繰延税金負債合計 | △4,065 | |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | △2,971 | 百万円 |

2．「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.45％となります。この税率変更により、繰延税金負債は161百万円減少、その他有価証券評価差額金は209百万円増加、法人税等調整額は48百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は29百万円減少、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　　5,774円46銭

１株当たりの当期純利益金額　　176円81銭

（注）平成27年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しましたが、当事業年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たりの純資産額及び１株当たりの当期純利益金額を算定しております。

# 連結注記表

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
子会社及び子法人等の定義は、銀行法第２条第８項及び銀行法施行令第４条の２に基づいております。

**連結計算書類の作成方針**

１．連結の範囲に関する事項
（1）連結される子会社及び子法人等　　２社
会社名
富山リース株式会社
富山保証サービス株式会社
（2）非連結の子会社及び子法人等
該当事項はありません。
２．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。
３．連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
３月末日　　２社
４．開示対象特別目的会社に関する事項
該当事項はありません。

**会計方針に関する事項**

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
２．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
４．固定資産の減価償却の方法
（1）有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成19年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　18～50年
その他　　3 ～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5．貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,533百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6．賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7．役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8．睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

9．偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用：　その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理(又は損益処理)

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理(又は損益処理)

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。平成14年２月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

14. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

連結子会社の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

**会計方針の変更**

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下、「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下、「連結会計基準」という。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社及び子法人等に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度

の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

この結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は554百万円減少しております。また、当連結会計年度末の資本剰余金が554百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の資本剰余金の期末残高は554百万円増加しております。

**注記事項**

（連結貸借対照表関係）

1．貸出金のうち、破綻先債権額は1,055百万円、延滞債権額は6,663百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下 「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は124百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,847百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4．破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,691百万円であります。

なお、上記１．から４．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5．手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,375百万円であります。

6．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券　7,615百万円

このほか、リース債権等352百万円を担保に供しております。

担保資産に対応する債務

預金　751百万円

借用金　689百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券17,190百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金24百万円が含まれております。

7．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、113,845百万円であります。このうち、原契約期間が１年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが113,251百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8．土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,154百万円

9．有形固定資産の減価償却累計額　5,497百万円

10．有形固定資産の圧縮記帳額　243百万円

11．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は、3,148百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1．「その他の経常収益」には、株式等売却益786百万円を含んでおります。

2．「その他の経常費用」には、貸出金償却40百万円を含んでおります。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

| | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|---|
| 発行済株式 | | | | | |
| 普通株式 | 54,444 | ― | 48,999 | 5,444 | (注)1・2 |
| 合計 | 54,444 | ― | 48,999 | 5,444 | |
| 自己株式 | | | | | |
| 普通株式 | 112 | 3 | 103 | 11 | (注)1・3・4 |
| 合計 | 112 | 3 | 103 | 11 | |

(注) 1　平成27年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。
2　発行済株式の普通株式の減少は、株式併合によるものであります。
3　自己株式の普通株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものが３千株、株式併合に伴う１株未満の調整株が０千株であります。
4　自己株式の普通株式の減少は単元未満株式の買増し請求によるものが０千株、株式併合によるものが103千株であります。

2．配当に関する事項

（1）当連結会計年度中の配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 27年６月26日定時株主総会 | 普通株式 | 135百万円 | 2.50円 | 27年３月31日 | 27年６月29日 |
| 27年11月11日取締役会 | 普通株式 | 135百万円 | 2.50円 | 27年９月30日 | 27年12月10日 |

(注)　１株当たり配当額については、基準日が平成27年９月30日であるため、平成27年10月１日付の株式併合は加味しておりません。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

| (決議予定) | 株式の種類 | 配当金の総額 | 配当の原資 | １株当たり配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 28年６月29日定時株主総会 | 普通株式 | 135百万円 | 利益剰余金 | 25.00円 | 28年３月31日 | 28年６月30日 |

(注)　平成27年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心に、リース業務、保証業務など金融サービスに係る事業を行っており、個人・法人向けの貸出債権、リース債権、投資有価証券などの金融資産を保有する一方、預金の受入による金融負債を有しております。このように、主として金利の変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、当行では、資産及び負債の総合的管理（ＡＬＭ）を行っております。

また、為替変動リスクを有する外貨預け金などの外貨建資産や、外貨預金などの外貨建負債の為替変動リスク回避のためのデリバティブ取引を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクや、金利の変動リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における貸出金のうち、大半は富山県内向けのものであり、富山県の経済環境等の状況変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び政策投資目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建金融商品は、為替の変動リスクにも晒されております。

借用金及び短期金融市場からの資金調達などは、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当行が行っているデリバティブ取引には当行が保有する資産に関わるリスクのヘッジ目的の外国為替予約取引、顧客のニーズに応えるため取引先と行う外国為替予約取引があります。当行が利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクを内包しております。市場リスクとは、金利、有価証券などの価格、為替等、市場のリスクファクターの変動により保有するポジションの価値が変動し損失を被るリスクであり、信用リスクとは相手方の債務不履行等により、保有しているポジションの価値が減少・消失し、損失を被るリスクであります。なお、当行は信用度の高い金融機関のみを取引相手としてデリバティブ取引を行っており、信用リスクはほとんどないと判断しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当行グループは、当行のクレジットポリシー及び信用リスク管理規程等に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、必要に応じて常務会や取締役会を開催し、審議・報告を行っております。さらに自己査定の状況については、監査部が監査を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部及び総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会に報告しております。日常的には総合企画部リスク統括室において金融資産及び負債の金利の期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でＡＬＭ委員会、取締役会に報告しております。なお、ＡＬＭにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引は行っておりません。

当行グループでは、為替の変動リスクに関して、持高の実質ネットポジション管理を行っております。

当行グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、現金預け金のうち預け金、有価証券のうち満期保有目的の債券・その他有価証券、貸出金、預金、デリバティブ取引のうちヘッジ会計が適用されていないものであります。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間１年、過去５年の観測期間で計測される金利変動の１パーセンタイル値と99パーセンタイル値によって計算される金利ショックに対する経済価値の増減額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

なお、平成28年３月31日現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定した場合の上記金利ショックに対する経済価値は、1,603百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループでは、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注２）参照)。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時　価 | 差　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金預け金 | 44,753 | 44,753 | ― |
| (2) 有価証券 | 143,606 | | |
| 満期保有目的の債券 | 402 | 403 | 1 |
| その他有価証券 | 143,204 | 143,204 | ― |
| (3) 貸出金 | 280,549 | | |
| 貸倒引当金（＊１） | △3,663 | | |
| | 276,886 | 279,760 | 2,874 |
| 資産計 | 465,246 | 468,121 | 2,875 |
| (1) 預金 | 436,714 | 436,825 | 110 |
| 負債計 | 436,714 | 436,825 | 110 |
| デリバティブ取引（＊２） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | 4 | 4 | ― |
| デリバティブ取引計 | 4 | 4 | ― |

（＊１）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊２）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、(　) で表示しております。

(注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格又は約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、同様の引受けを行う場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負　債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（為替予約）であり、先物為替相場等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

| 区　分 | 連結貸借対照表計上額 |
|---|---|
| ①　非上場株式（＊１）、（＊３） | 1,156 |
| ②　投資事業有限責任組合出資金（＊２）、（＊３） | 201 |
| 合　　計 | 1,358 |

（＊１）　非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）　投資事業有限責任組合出資金については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているため、時価開示の対象とはしておりません。

（＊３）　当連結会計年度において、減損処理額はありません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超３年以内 | ３年超５年以内 | ５年超７年以内 | ７年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預け金 | 40,340 | ― | ― | ― | ― | ― |
| 有価証券 | | | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 194 | 114 | 93 | ― | ― | ― |
| その他有価証券のうち満期があるもの | 13,600 | 26,554 | 21,463 | 32,961 | 11,039 | 10,266 |
| 貸出金（*） | 159,030 | 53,490 | 20,644 | 17,244 | 15,381 | 5,967 |
| 合　　計 | 213,165 | 80,160 | 42,201 | 50,206 | 26,420 | 16,234 |

（*）　貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない7,720百万円、期間の定めのない1,070百万円は含めておりません。

（注４）社債、借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

| | １年以内 | １年超３年以内 | ３年超５年以内 | ５年超７年以内 | ７年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 預金（*） | 382,600 | 50,997 | 3,117 | ― | ― | ― |
| 合　　計 | 382,600 | 50,997 | 3,117 | ― | ― | ― |

（*）　預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

子会社株式の追加取得

1.取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称：当行の子会社である富山リース株式会社

事業の内容：リース業務

(2) 企業結合日

平成27年５月21日

(3) 企業結合の法的形式

非支配株主との取引による株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

当行は、グループ経営の強化を目的として、株式が外部へ流出することを防止するため当行関係者が保有していた富山リース株式会社の株式を追加取得し、持分比率の引き上げを実施いたしました。

2.実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号) に基づき、共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

3.子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及び対価の種類ごとの内訳

現金預け金：９百万円

4.非支配株主との取引に係る当行の持分変動に関する事項

(1) 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2) 非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

554百万円

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.06％から、平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.69％に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.45％となります。この税率変更により、繰延税金資産は１百万円減少、繰延税金負債は160百万円減少、退職給付に係る調整累計額は０百万円減少、その他有価証券評価差額金は209百万円増加、法人税等調整額は49百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は29百万円減少、土地再評価差額金は同額増加しております。

（１株当たり情報）

１株当たりの純資産額　5,917円22銭

１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額　184円43銭

（注）平成27年10月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、１株当たりの純資産額及び１株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定しております。